

次の通り、一般競争入札を行い、以下業務に関する事業者を選定する。

令和8年2月5日  
一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会  
会長 野村一郎

## 入札説明書

### 1. 一般競争入札に付す事項

#### ア. 名称

「FOODEX JAPAN 2026」への出展及びプロモーションに係る事業

#### イ. 背景

一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会（以下、協会）は、政府の輸出拡大実行戦略により選定されている「日本産ほたて貝」の輸出拡大に向けた、「JAPAN HOTATE」のブランド構築のためのプロモーションの実施、並びに国外への輸出を伴う販路拡大に向けた活動を展開している。

#### ウ. 目的

日本で開催される食品の国際見本市である「FOODEX JAPAN 2026」に出展し、協会会員の海外販路開拓に向けた商談活動をサポートする。

また、「JAPAN HOTATE」の認知拡大と日本産ほたて貝の喫食機会を通じた、嗜好調査を実施し、日本滞在中や自国帰国後の喫食及び購買活動につなげることで、さらに今後の輸出拡大に資する情報収集を行うことを目的とする。

効果的な日本産ほたて貝の発信を目的とし、「全国醤油工業協同組合連合会」が出展するブースと適宜連携を行う。

### 2. 契約期間

契約締結日～令和7年3月19日

### 3. 参加資格

次の資格を全て満たすものであること。

(ア) 仕様書に記載の業務内容に記載された業務を円滑に行うことができる体制を確保できるものであること。

(イ) 食のイベント関連業務において過去5年以内に実績のある者。

(ウ) マーケットインの考え方を理解したうえで事業を実施できる者。

(エ) 過去5年以内に食に関するイベント運営実績があり、事業に必要な経歴、資格、経験を有する者を配置できること。

(オ) 特別な理由がある場合を除き、入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることはできないこととする

(カ) 協会との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする

ア. 契約の履行に当たり、故意に公示若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
  - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ. 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
  - カ. アからオに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- (キ) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者は、以下のいずれかにも該当しないこと、且つ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約すること。

なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は制約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とする。

- ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員などが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要

## 7. 入札説明会

実施しない

## 8. 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和 8 年 2 月 16 日（月）12 時
- (2) 提出場所 電子媒体による提出とする。

メールアドレス：[official@japan-hotate.com](mailto:official@japan-hotate.com)

※メールタイトルを「FOODEX JAPAN 2026 への出展及び渡航手配に係る事業（団体名）」とすること。

### (3) 提出書類

#### 1. (様式1) 入札書(代表者の記名及び捺印を行ったもの)

※様式1の指定フォーマットの記すこと。

※一度提出した書類の返送は一切行わない。

落札者の決定にあたっては、消費税及び地方消費税等を含む総額にて決定するため、総額での記入をすることとする。

#### 2. 見積内訳書

※総額は税込表示を行うこと。

※見積内訳書の形式は問わない

#### 3. 類似実績(過去3年以内の食に関するイベント運営実績)

#### 4. (様式2) 契約に関する指名停止措置等に関する申立書

### 9. 開札方法

(1) 開札日 令和7年2月16日(月) 17時以降

(2) 開札方法

落札者にメールにて連絡を行う。

### 10. 提出の無効

一般競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提出物は無効とする。

### 11. 選定方法

一般競争入札に伴い、最低価格を提示した入札者を落札者とする。なお、内容に不備又は適切な運営のために必要な事項として不審な点がある場合は、当該事業者へ確認を行う場合がある。不備等が確認された場合は、次点となる事業者を落札者として取り扱う。

### 12. 契約手続き

落札者の確定後、契約手続きを行う。

### 13. 一般競争入札に関する事務を担当する組織の名称及び所在地及び質問先

名称 一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会

所在地 〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目3番13号西新宿水間ビル6階

メールアドレス [official@japan-hotate.com](mailto:official@japan-hotate.com)

### 14. その他

- ・ 見積内訳書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- ・ 選定結果及び落札者は公表する。

### 15. 特記事項

- ・ 契約締結後、業務内容の変更がある場合等においても入札金額の変更は行わない。
- ・ 当該一般競争入札の落札者は、一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会の理事会により最終決定をするものである。